第1441号

県



 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

# 媛県

平成15年3月24日月曜日

媛

薆

第1441号

発 行

印刷 岡田印刷株式会社

## 次 ◇

#### 規 則

愛媛県行政組織規則及び愛媛県執務時間規則の一部を改正す

特定非受利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規

則	269
愛媛県公害防止条例施行規則及び愛媛県垂直積雪量に関する	
規則の一部を改正する規則	270
愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	270
通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則	270
告示	
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	271
字の区域の変更(伊予市)	
知事印の改刻	
大規模小売店舗の新設の届出の概要等	
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等	272
土地改良区連合清算人の退職の届出	
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(2件)	273
県営土地改良事業の換地処分	
農業協同組合営土地改良事業の換地処分	
町営土地改良事業の施行の同意 (2件)	273
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧	
村営土地改良事業の換地処分	
町営土地改良事業の換地処分(2件)	274
土地改良事業の工事完了の届出(2件)	274
県営土地改良事業の工事の完了	274
保安林の指定	274
保安林の指定の解除(2件)	275
同意の成立(漁獲共済)	275
公有水面埋立免許の出願	275
公有水面埋立免許	276
公有水面埋立工事のしゅん功認可(4件)	277
道路の供用開始(県道壬生川丹原線)	
道路の供用開始(県道弓削島循環線)	
道路の区域変更(県道松山川内線)	281
道路の供用開始( " )	
道路の供用開始(県道中島環状線)	
道路の区域変更(一般国道 379 号)	
道路の供用開始( " )	
道路の区域変更(県道大洲野村線)	
道路の供用開始 ( " )	
道路の区域変更(一般国道 378 号外)	
道路の供用開始( " )	
道路の区域変更(県道長浜保内線)	
道路の供用開始( " )	
道路の区域変更(一般国道 378号)	
道路の区域変更(県道佐田岬三崎線)	
道路の区域変更(一般国道 441 号)	
道路の供用開始( " )	
道路の区域変更(県道宿毛津島線)	
道路の区域変更(県道宇和島城辺線外)	285

	道路の供用開始(	"	)		285			
	道路の区域変更(県道号	宇和島下海	皮津島線外	)	286			
	道路の供用開始(県道等	宇和島下海	皮津島線).		286			
	道路の区域変更(県道号	宇和島城道	辺線外)		286			
	道路の供用開始 (	"	)		286			
	道路の区域変更(県道場	成辺高茂崎	呷線)		287			
	道路の供用開始 (	"	)		287			
	開発行為に関する工事の	の完了			287			
	都市計画事業の事業計画	画の変更詞	忍可		288			
		訓	令					
	愛媛県東京事務所処務共	見程の一部	部を改正する	る訓令	288			
		公	告					
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告								

#### ○愛媛県規則第7号

愛媛県行政組織規則及び愛媛県執務時間規則の一部を改正 する規則を次のように定める。

規

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 愛媛県行政組織規則及び愛媛県執務時間規則の一部を 改正する規則

則

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号) の一部を次のように改正する。

第75条の2の見出しを「(えひめ観光物産プラザ)」に 改め、同条第1項中「愛媛県東京観光物産センター(以下 「東京観光物産センター」という。)」を「えひめ観光物 産プラザ」に改め、同条第2項中「東京観光物産センター 」を「えひめ観光物産プラザ」に改め、同項中第2号を削 り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 東京アンテナショップの管理運営に関すること。 第75条の2第3項及び第4項中「東京観光物産センター 」を「えひめ観光物産プラザ」に改める。

(愛媛県執務時間規則の一部改正)

第2条 愛媛県執務時間規則(平成元年愛媛県規則第18号) の一部を次のように改正する。

「えひめ観光物産 別表中「愛媛県動物愛護センター」を 愛媛県動物愛護

に改める。 センター 」

#### 附 則

この規則は、平成15年3月25日から施行する。

#### ○愛媛県規則第8号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する

規則を次のように定める。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

様式第1号注2中「第10号及び第11号」を「第7号及び第8号」に改める。

様式第2号注に次のように加える。

3 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条 例第35号)第9条の表1の項中欄に掲げる書類それぞ れ1通を併せて提出すること。

様式第3号注4中「には、」を「並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書には、それぞれ」に改める。

様式第4号注3中「第10号及び第11号」を「第7号及び第8号」に改める。

様式第5号注に次のように加える。

3 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条 例第35号)第9条の表1の項中欄に掲げる書類それぞ れ1通を併せて提出すること。

#### 附 則

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

#### ○愛媛県規則第9号

愛媛県公害防止条例施行規則及び愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県公害防止条例施行規則及び愛媛県垂直積雪量に 関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県公害防止条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県公害防止条例施行規則(昭和47年愛媛県規則 第2号)の一部を次のように改正する。

別表第6 1の項中「新居浜市」の下に「(別子山を除く。)」を加える。

別表第13中「別表第13」を「別表第13(第28条関係)」 に改め、同表R(地域の区分に応じたいおう酸化物の排出 許容係数)の項昭和49年9月26日において条例第49条第1 項に規定されている指定工場の欄中「新居浜市」の下に「 (別子山を除く。)」を加える。

(愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県垂直積雪量に関する規則(平成12年愛媛県規 則第42号)の一部を次のように改正する。

別表9の項区域の欄中「宇摩郡別子山村及び」を削る。

#### 附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県規則第10号

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を 次のように定める。

- 111, - 1, 111 - - 111, - 1, 111 - - 111, - 111 - - 111, -

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規 III

愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第 27号)の一部を次のように改正する。

別表第4 2の項中「第12条第4項」を「第14条第4項」 に改める。

別表第5 2の項(2)中「第12条第5項」を「第14条第5項」に改める。

別表第6 2の項中「第14条第1項」を「第25条第1項」 に改める。

別表第7 7の項中「第17条第3項、第18条第3項、第18 条の2第3項及び第20条第1項」を「第13条第3項、第14条 第3項、第24条第3項及び第26条第1項」に改める。

#### 附則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。ただし、別表第7 7の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県規則第11号

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則を次のように 定める。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内業法施行細則(平成12年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(健康診断書)

- 第3条 省令第12条第1号の健康診断書は、次に掲げる事項 を記載した医師の診断書でなければならない。
  - (1) 診断を受けた者の氏名、性別及び生年月日
  - (2) 精神の機能の障害の有無
  - (3) 精神の機能の障害がある場合にあっては、次に掲げる事項
    - ア 病名及び主要症状
    - イ 当該障害に係る現に受けている治療等の有無
    - ウ 当該障害に係る現に受けている治療等がある場合に あっては、次に掲げる事項
      - (ア) 当該治療等の内容
      - (4) 当該治療等を受けている状態における精神の機能 が、精神の機能の障害がない者と同程度であるか否 かの別
      - (ウ) 当該治療等により当該障害の程度が軽減している 状況
    - エ 当該障害に係る現に受けている治療等がない場合に あっては、精神の機能が、精神の障害がない者と同程 度であるか否かの別
  - (4) 診断の年月日
  - (5) 診断した医師の氏名並びに当該医師の所属する医療機関の名称及び所在地又は当該医師の住所

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 告 示

#### ○愛媛県告示第 670 号

全国自治宝くじ事務協議会にさいたま市を加え、全国自治 宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行 第3条第2号中「千葉市」の次に「、さいたま市」を加え る。

#### 附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県告示第 671 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第1項の規定により、伊予市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法(昭和24年法律第 195 号)の規 定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

マの	名称		摘	要		
7 0	10 10	字	名	地番	刊	女
下唐川	字半田	上唐川	字桐ノ 木	甲419の 1 の一部	これう道水路	に伴 路、
下唐川	字永田	下唐川	字豊岡	甲265の 1 の一部及び甲266の 1 の一部	含む	
下唐川	字豊岡	下唐川	字永田	甲257の 1 の一部		
上唐川	字水口	上唐川	字ウ子 田	甲617の一部		
上唐川	字ウ子 田	上唐川	字水口	字ウ子田甲617に隣接する字 水口の道路である国有地の一 部		
上唐川	字屏風田	上唐川	字ヒヤ ノ木	甲501の 2		
			字櫻ザコ	甲508の 1 の一部		
上唐川	字櫻ザコ	上唐川	字屏風田	甲503の1の一部、甲672の一部及び字櫻ザコ甲508の1に隣接する字屏風田の水路である国有地の一部		
	字鹿鳴 甲509の 1					
			字ナカ スカ	甲511の 1		
両澤	両澤 字八反 両澤 地			甲1の1の一部、甲1の2及 びこれらの区域に隣接する道 路である国有地の一部		
			字長通	甲8の一部		
両澤	字長通	両澤	字八反 地	甲7の4の一部		
			字カウ 田	甲17の2の一部		
			字コブ ガタ	甲19の一部		

両澤	字コブ ガタ	両澤	字長通	甲8の一部				
			字台 <i>ノ</i> 下	甲16の一部及び字コブガタ甲 19に隣接する字台ノ下の水路 である国有地の一部				
			字カウ 田	甲17の2の一部				
両澤	字台 ノ 下	両澤	字コブ ガタ	甲19の一部				
			字メク ロジ	字台ノ下甲20の5に隣接する字メクロジの水路である国有地の全部				
両澤 字久保田		<b>米 両澤</b>	字梶屋 敷	甲151の1、甲153の8及び甲 153の9				
			字森松	甲152の 1 の一部				
両澤	字森松	両澤	字シオ チウ	甲162の2の一部				
両澤	字シヲ チウ	両澤	字森松	甲152の 1 の一部				
			字シオ チウ	甲162の 2 の一部				
			字ユオ ケ	甲155の 1				
両澤	字シロ 田	両澤	字シヨ 田	甲86の 2 の一部及び甲86の 3 の一部				
			字一反 地	字ショ田甲86の3に隣接する字一反地の道路である国有地の一部				
両澤 字ショ		両澤	字シロ 田	甲96の2の一部				
			字一反地	甲85の1の一部及び字ショ田 甲86の3に隣接する字一反地 の道路・水路である国有地の 一部				

#### ○愛媛県告示第 672 号

愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)第6条の規 定により、知事印を次のとおり改刻した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 改刻後の印影



2 使用開始年月日 平成15年4月1日

#### ○愛媛県告示第 673 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

洋服の青山 ダイソー&アオヤマ 100 円プラザ松山衣 山店

松山市美沢一丁目 676 番 1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名

青山商事株式会社

広島県福山市王子町一丁目3番5号

代表取締役 宮前省三

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - ·青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目3番5号 代表取締役 宮前省三
  - ·株式会社青五 広島県福山市王子町二丁目14番38号 代表取締役 一色敬義
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成15年10月28日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1 452平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数

68台

イ 駐輪場の収容台数

15台

- ウ 荷さばき施設の面積 28 5平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 6 5立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後8時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 出入口2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる 時間帯

午前9時から午後9時まで

2 届出年月日

平成15年 2 月27日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域 の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意 見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

#### ○愛媛県告示第 674 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局 産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変更前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
バリュー今治	今治市高市字頓田甲 787番地 7	大規模小売店舗において小 売業を行う者の開店時刻及 び閉店時刻	・開店時刻 午前 9 時30分 ・閉店時刻 午後10時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後12時	平成15年 3 月15日	平成15年 3月5日
		来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯	午前9時から 午後10時30分まで	午前 8 時30分から 午前 0 時30分まで		

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工

労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

#### ○愛媛県告示第 675 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条及び第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により大明神川左岸土地改良区連合から次のとおり清算人が退職した旨の届出があった。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏			名	住	所			
行	本	照	義	東予市福成寺甲123番地の 2				
山	内	_	雄	東予市福成寺甲272番地の 2				
日和	日和佐 勝			東予市大野264番地				
目見	田		伸 東予市旦之上甲955番地の 1					
茎	田	元	近	東予市三芳947番地の 2				
日	浅		清	東予市楠甲877番地の1				
武	田	明	美	東予市楠甲1331番地の1				
行	本	勝	正	東予市三芳199番地				
山	内	賢	=	東予市実報寺245番地				
木	原	光	教	東予市実報寺甲518番地の 2				
黒	瀬	_	弘	東予市大野313番地				
飯	尾	順	_	東予市大野131番地				

#### ○愛媛県告示第 676 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第87条第 1 項の規定により、松山市浄瑠璃町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ため池等整備事業・大谷下地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年3月25日から4月21日まで

3 縦覧場所

松山市役所

#### ○愛媛県告示第 677 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、松山市平井町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(ため池等整備事業・谷之内上地区) 計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年3月25日から4月21日まで

3 縦覧場所 松山市役所

#### ○愛媛県告示第 678 号

平成15年3月11日県営中山間地域総合整備事業伊予中山地 区唐川工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地 改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において 準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第 679 号

平成15年3月13日東予園芸農業協同組合営土地改良事業高松上地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第 680 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・中村台ノ下地区) の施行に平成15年3月12日同意した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第 681 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・中村元重地区)の 施行に平成15年3月12日同意した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第 682 号

土居町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土 地改良事業(農道)・西森地区)の施行は、適当と認められ るので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・ 西森地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年3月25日から4月21日まで

3 縦覧場所

土居町役場

#### ○愛媛県告示第 683 号

平成15年3月6日美川村営基盤整備促進事業大川地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第 684 号

平成15年3月13日中山町営土地改良事業影之浦地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第 685 号

平成15年3月13日双海町営棚田地域等保全整備事業石の久保地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第 686 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項 の規定により、重信町上村土地改良区から次のとおり土地改 良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業 ( かんがい排水)	竹ノ下地区	平成15年 1 月31日

#### ○愛媛県告示第 687 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、重信町樋口土地改良区から次のとおり土地改

良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業 ( かんがい排水)	音井地区	平成15年 1 月31日

#### ○愛媛県告示第 688 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により 公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
中山間地域総合整備事業	神の森地区	平成13年 3 月23日

#### ○愛媛県告示第 689 号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定 により、次のように保安林の指定をする。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林の所在場所

西条市大浜字東山5976の1、字安都谷5978、字イカヤ 5994、5998の1、5998の2、字在所中6000

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字東山5976の1・字在所中6000(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所

西条市丸野字小ヒラ5258(次の図に示す部分に限る。

- )、5257
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字小ヒラ5258
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定

めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所

越智郡菊間町松尾1120、1126、1127

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 松尾1127 (次の図に示す部分に限る。)
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林の所在場所

越智郡岩城村3686、3687

- (2) 指定の目的土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第 690 号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定 により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所 新居浜市観音原町乙93の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### ○愛媛県告示第 691 号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定 により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所 温泉郡中島町大字宇和間乙 277 の 7
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第 692 号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

区域	区	分
二神区域(中島三和漁 業協同組合の地区のう ち、旧二神漁業協同組 合の地区)	法第 104 条第 2 号に掲	げる漁業

#### ○愛媛県告示第 693 号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁 、松山地方局伊予土木事務所及び双海町役場において告示の 日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

双海町

伊予郡双海町大字上灘甲5821番地 6

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

代表者 町長 丸山勇三

- 伊予郡双海町大字上灘甲5792番地
- (1) 埋立区域

ア 位置

伊予郡双海町大字上灘甲5750番3の地先公有水面

イ 区域

次の①点から⑩点までを順次直線で結んだ線及び⑩ 点と①点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(上灘漁港 - 25メートル物揚場用地内に設置された金属鋲J25)は、北緯33度41分36秒、東経132度38分10秒の地点

①点は、基点から真北 209 度15分55秒150 .46メート ルの地点

- ②点は、①点から真北49度35分57秒5 86メートルの 地点
- ③点は、②点から真北46度57分53秒8 .66メートルの 地点
- ④点は、③点から真北51度16分30秒3 .02メートルの 地点
- ⑤点は、④点から真北 131 度17分36秒6 .78メートルの地点
- ⑥点は、⑤点から真北 225 度31分50秒0 .61メートル の地点
- ⑦点は、⑥点から真北 135 度30分35秒0 56メートル の地点
- ⑧点は、⑦点から真北 223 度51分00秒7 40メートルの地点
- ⑨点は、⑧点から真北 232 度16分04秒7 36メートル の地点
- ⑩点は、⑨点から真北 264 度44分24秒2 .61メートル の地点
- ウ面積

130.73平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

伊予郡双海町大字上灘甲5750番3の地先公有水面及 び陸域

イ 区域

次のA点からR点までを順次直線で結んだ線及びR 点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(上灘漁港 - 25メートル物揚場用地内に設置された金属鋲 J 25)は、北緯33度41分36秒、東経 132度38分10秒の地点

A点は、基点から真北 210 度01分07秒156 .01メート ルの地点

B点は、A点から真北49度35分37秒 11.76 メートル の地点

C点は、B点から真北11度42分39秒1.71メートルの 地点

D点は、C点から真北47度18分43秒0 46メートルの 地点

E点は、D点から真北 317 度13分06秒9 .01メートル の地点

F点は、E点から真北47度13分35秒4 99メートルの 地点

G点は、F点から真北 137 度12分48秒9 .01メートル の地点

H点は、G点から真北46度49分01秒0 51メートルの 地点

I点は、H点から真北83度12分43秒1.62メートルの 地点

J点は、I点から真北51度16分16秒4 54メートルの 地点

K点は、J点から真北 131 度17分33秒 23 27 メート ルの地点

L点は、K点から真北 218 度41分41秒4.61メートル

の地点

M点は、L点から真北 302 度56分16秒0 .70メートル の地点

N点は、M点から真北 218 度29分38秒5 67メートル の地点

O点は、N点から真北 302 度59分54秒6 .11メートル の地点

P点は、O点から真北 207 度32分38秒3 93メートル の地点

Q点は、P点から真北 295 度56分25秒2 22メートル の地点

R点は、Q点から真北 204 度45分45秒3 .78メートル の地点

ウ 面積

523 51平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成15年3月5日

#### ○愛媛県告示第 694 号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号)第2条第1項の規 定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西海町

南宇和郡西海町船越1289番地1

代表者 町長 中田 廣

南宇和郡西海町船越1291番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域

#### ア 位置

南宇和郡西海町福浦1215番から同1491番に至る地先 の公有水面

イ 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線並びに13点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.10メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(南宇和郡西海町福浦1215番地内の福浦第1物 揚場のコンクリート舗装部に設置された金属鋲)は、 北緯32度54分55秒、東経132度29分59秒の地点

1 点は、基点から真北 318 度45分28秒 20 *4*9 メートルの地点

2 点は、1 点から真北42度04分58秒 25 .40 メートル の地点

3 点は、2 点から真北 132 度04分58秒 33 .85 メート ルの地点

4点は、3点から真北222度04分58秒1.00メートル の地点

5点は、4点から真北 132 度04分58秒3 .40メートル

の地点

6 点は、5 点から真北42度04分58秒1 .00メートルの 地点

7点は、6点から真北 132 度04分58秒 46 .60 メート ルの地点

8 点は、7 点から真北 222 度04分58秒1 .00メートル の地点

9点は、8点から真北 132 度04分58秒3 40メートル の地点

10点は、9点から真北42度04分58秒1.00メートルの地点

11点は、10点から真北 132 度04分58秒 22 .75 メートルの地点

12点は、11点から真北94度11分46秒 34 .00 メートル の地点

13点は、12点から真北 165 度47分08秒4 30メートル の地点

ウ面積

4 289 .04平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

#### ア 位置

南宇和郡西海町福浦1209番から同1492番に至る間の 地先公有水面及び陸域

#### イ 区域

次のA点からN点までを順次直線で結んだ線及びN点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡西海町福浦1215番地内の福浦第1物 揚場のコンクリート舗装部に設置された金属鋲)は、 北緯32度54分55秒、東経132度29分59秒の地点

A 点は、基点から真北 146 度47分16秒 10 24 メートルの地点

B点は、A点から真北 315 度13分08秒 70 36 メートルの地点

C点は、B点から真北42度04分58秒 66 52 メートル の地点

D点は、C点から真北 132 度04分58秒136 27メート ルの地点

E点は、D点から真北94度11分46秒 49 .12 メートル の地点

F点は、E点から真北 184 度11分46秒 39 94 メートルの地点

G点は、F点から真北 257 度18分15秒 28 81 メート ルの地点

H点は、G点から真北 164 度33分58秒 10 95 メートルの地点

I 点は、H 点から真北 249 度35分25秒 39 .67 メート ルの地点

J点は、I点から真北 184 度08分41秒 21 .71 メートルの地点

K点は、J点から真北 272 度38分21秒 18 58 メート ルの地点

L 点は、K 点から真北 299 度39分52秒 29 .76 メート ルの地点 M点は、L点から真北35度00分55秒 32 32 メートル の地点

N点は、M点から真北 312 度14分48秒 36 53 メート ルの地点

#### ウ 面積

14 895 .08平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 4,170平方メートル 水路用地 約 120平方メートル

4 埋立免許年月日 平成15年 3 月13日

#### ○愛媛県告示第 695 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、弓削町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

#### 愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 知事 加戸守行 松山市北持田町 122 番地

#### 2 埋立区域

(1) 位置

越智郡弓削町上弓削 245 番 1 地先から1904番地先まで の公有水面

#### (2) 区域

次の各地点のうち1の地点から10の地点までを順次直線で結んだ線、10の地点と11の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+183メートル)における公有水面と陸地との境界線、11の地点と12の地点を直線で結んだ線、12の地点と13の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+183メートル)における公有水面と陸地との境界線、並びに13の地点と1の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+183メートル)における公有水面と中央防波堤との境界線により囲まれた区域

基点(四等三角点城山)は、北緯34度16分48.1501秒 、東経133度12分52.0120秒の地点

1 の地点は、基点から真北 228 度20分30秒509 51メートルの地点

2 の地点は、1 の地点から真北16度26分31秒 62 88 メ ートルの地点

3 の地点は、2 の地点から真北16度20分12秒4 81メートルの地点

4 の地点は、3 の地点から真北16度07分24秒4 81メートルの地点

5 の地点は、4 の地点から真北15度54分40秒4 81メートルの地点

6 の地点は、5 の地点から真北15度41分52秒4 81メートルの地点

7 の地点は、6 の地点から真北15度29分11秒4 81メートルの地点

8 の地点は、7 の地点から真北15度16分24秒4 81メートルの地点

9 の地点は、8 の地点から真北15度03分35秒4 &1メートルの地点

10の地点は、9の地点から真北14度51分01秒4 81メートルの地点

11の地点は、基点から真北 233 度56分58秒422 57メートルの地点

12の地点は、11の地点から真北 196 度23分05秒 36 52 メートルの地点

13の地点は、基点から真北 227 度50分48秒501 .13メートルの地点

(3) 面積

1,160 50平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号平成11年1月28日 愛媛県指令10港第555号
- 4 しゅん功認可年月日 平成15年 3 月24日

#### ○愛媛県告示第 696 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、弓削町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

弓削町

越智郡弓削町下弓削 210 番地

代表者 町長 木下良一

越智郡弓削町太田 101 番地

- 2 埋立区域
  - (1) 位置

越智郡弓削町上弓削 245 番 3 地先から1904番地先までの公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域 A

次の1の地点から18の地点までを順次直線で結んだ線、18の地点と19の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+384メートル)における公有水面と陸地との境界線、19の地点から28の地点までを順次直線で結んだ線、並びに28の地点と1の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+384メートル)における公有水面と中央防波堤との境界線により囲まれた区域

基点(四等三角点城山)は、北緯34度16分48.1501

秒、東経 133 度12分 52 .0120 秒の地点

1 の地点は、基点から真北 229 度14分05秒525 .46メ

ートルの地点

2 の地点は、1 の地点から真北16度07分10秒 12 40

メートルの地点

3 の地点は、2 の地点から真北 286 度07分10秒0 .05

メートルの地点

4の地点は、3の地点から真北16度07分10秒8 27メ

ートルの地点

5 の地点は、4 の地点から真北 106 度07分10秒1 .99

メートルの地点

6 の地点は、5 の地点から真北16度07分10秒8 43メ

ートルの地点

7 の地点は、6 の地点から真北 286 度07分10秒1 .99

メートルの地点

8の地点は、7の地点から真北16度07分10秒2236

メートルの地点

9 の地点は、8 の地点から真北 106 度07分10秒0 25

メートルの地点

10の地点は、9の地点から真北16度07分10秒4 30メ

ートルの地点

11の地点は、10の地点から真北 286 度07分10秒0 25

メートルの地点

12の地点は、11の地点から真北16度07分10秒 21 84

メートルの地点

13の地点は、12の地点から真北 106 度07分10秒0 25

メートルの地点

14の地点は、13の地点から真北16度07分10秒4 30メ

ートルの地点

15の地点は、14の地点から真北 286 度07分10秒0 25

メートルの地点

16の地点は、15の地点から真北16度07分10秒 20 60

メートルの地点

17の地点は、16の地点から真北 286 度07分10秒0 55

メートルの地点

18の地点は、17の地点から真北16度07分10秒8.00メ

ートルの地点

19の地点は、基点から真北 235 度36分23秒427 22メ

ートルの地点

20の地点は、19の地点から真北 194 度51分01秒4 81

メートルの地点

21の地点は、20の地点から真北 195 度03分35秒4 .81

メートルの地点

22の地点は、21の地点から真北 195 度16分24秒4 81 メートルの地点

23の地点は、22の地点から真北 195 度29分11秒4 81 メートルの地点

24の地点は、23の地点から真北 195 度41分52秒4 81

メートルの地点 25の地点は、24の地点から真北 195 度54分40秒4 81

メートルの地点 26の地点は、25の地点から真北 196 度07分24秒4 81

2500地点は、2500地点から真北 196 度0/万24校4 8 メートルの地点 27の地点は、26の地点から真北 196 度20分12秒4 81 メートルの地点

28の地点は、27の地点から真北 196 度26分31秒 62. 88メートルの地点

#### イ 埋立区域 B

次の29の地点と30の地点を直線で結んだ線並びに29の地点と30の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+3.84メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(四等三角点城山)は、北緯34度16分48.1501 秒、東経133度12分52.0120秒の地点

29の地点は、基点から真北 231 度07分34秒452 .07メ

ートルの地点

30の地点は、29の地点から真北16度23分05秒 36 52 メートルの地点

#### (3) 面積

1,779.66平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
  - 平成11年 1 月28日 愛媛県指令10港第 556 号

4 しゅん功認可年月日 平成15年3月24日

#### ○愛媛県告示第 697 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、大三島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

#### 愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 知事 加戸守行 松山市北持田町 122 番地

#### 2 埋立区域

(1) 位置

越智郡大三島町大字野々江6798番3から同8098番2までの地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から48の地点までを順次に結んだ線並びに48の地点と1の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+185メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(越智郡大三島町大字野々江字タカノス 719 番国 土地理院「野々江」三等三角点)は、北緯34度12分 54. 4052秒、東経 133 度00分 16.5655 秒の地点

- 1 の地点は、基点から真北 216 度44分41秒1 ,028 ,04メ
- ートルの地点
  - 2 の地点は、1 の地点から真北 149 度03分16秒1 .07メ
- ートルの地点

- 3 の地点は、2 の地点から真北 239 度24分33秒6 .74メ
- ートルの地点
  - 4の地点は、3の地点から真北239度20分25秒429メ
- ートルの地点
  - 5 の地点は、4 の地点から真北 240 度06分30秒 20 20
- メートルの地点
- 6 の地点は、5 の地点から真北 241 度22分28秒 15 .43 メートルの地点
- ノ・ 1 /V 0276/m
- 7の地点は、6の地点から真北241度53分09秒4.76メ
- ートルの地点
- 8 の地点は、7 の地点から真北 242 度52分00秒 20 .19
- メートルの地点
- 9 の地点は、8 の地点から真北 244 度09分33秒 14 96
- メートルの地点

10の地点は、9の地点から真北244度41分10秒6594メートルの地点

11の地点は、10の地点から真北 243 度45分50秒 18 93 メートルの地点

12の地点は、11の地点から真北 240 度27分55秒9 59メ

- ートルの地点
- 13の地点は、12の地点から真北237度16分21秒939メ
- ートルの地点
- 14の地点は、13の地点から真北 234 度56分25秒6 57メ
- ートルの地点
- 15の地点は、14の地点から真北 231 度41分19秒6 55メ
- ートルの地点
- 16の地点は、15の地点から真北228度52分11秒5.61メ
- ートルの地点
  - 17の地点は、16の地点から真北 224 度38分13秒9 37メ
- ートルの地点
- 18の地点は、17の地点から真北220度01分04秒937メ
- ートルの地点
- 19の地点は、18の地点から真北 217 度41分04秒4 .67メ
- ートルの地点
- 20の地点は、19の地点から真北 306 度55分55秒1 29メ
- ートルの地点
- 21の地点は、20の地点から真北 216 度03分17秒2.62メ
- ートルの地点
- 22の地点は、21の地点から真北 127 度36分44秒2 56メ
- ートルの地点
- 23の地点は、22の地点から真北 211 度36分06秒 12 .10 メートルの地点
- 24の地点は、23の地点から真北 297 度56分13秒2 .48メ
- ートルの地点
- 25の地点は、24の地点から真北 205 度59分06秒8 .65メ
- ートルの地点
  - 26の地点は、25の地点から真北 201 度45分34秒9 .87メ
- ートルの地点
  - 27の地点は、26の地点から真北 197 度29分59秒9 43メ
- ートルの地点
  - 28の地点は、27の地点から真北 191 度54分55秒9 81メ
- ートルの地点
  - 29の地点は、28の地点から真北 187 度52分11秒9 .02メ

ートルの地点

30の地点は、29の地点から真北 184 度55分52秒9 29メ

ートルの地点

31の地点は、30の地点から真北 182 度04分13秒 12 54 メートルの地点

32の地点は、31の地点から真北92度55分31秒2 54メートルの地点

33の地点は、32の地点から真北 181 度21分49秒3 .19メ

ートルの地点

34の地点は、33の地点から真北 180 度35分36秒7 82メ

ートルの地点

35の地点は、34の地点から真北 270 度33分46秒2 54メ

ートルの地点

36の地点は、35の地点から真北 180 度38分06秒 17 .05

メートルの地点

37の地点は、36の地点から真北 181 度21分50秒9 41メ

ートルの地点

38の地点は、37の地点から真北 182 度47分03秒 10 35 メートルの地点

39の地点は、38の地点から真北 184 度45分01秒 16 24 メートルの地点

40の地点は、39の地点から真北 187 度26分05秒 18 28 メートルの地点

41の地点は、40の地点から真北 101 度50分22秒2 52メ

ートルの地点

42の地点は、41の地点から真北 189 度04分12秒4 34メ

ートルの地点

43の地点は、42の地点から真北 189 度58分44秒7 21メ

ートルの地点

44の地点は、43の地点から真北 279 度54分09秒2 54メ

ートルの地点

45の地点は、44の地点から真北 191 度05分53秒5 51メ

ートルの地点

46の地点は、45の地点から真北 191 度18分50秒5 .86メ

ートルの地点

47の地点は、46の地点から真北 191 度58分06秒 16 93 メートルの地点

48の地点は、47の地点から真北 283 度55分59秒6 59メートルの地点

(3) 面積

2,559.63平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年3月21日 愛媛県指令港第83号

4 しゅん功認可年月日

平成15年3月24日

#### ○愛媛県告示第 698 号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号。以下「法」という

。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、関前村役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

関前村

越智郡関前村大字岡村甲 732 番地

代表者 村長 池田深

越智郡関前村大字岡村甲 666 番地第 1

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡関前村大字岡村甲2570番第1地先から同2621番 第6地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線並びに7点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+384メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡関前村大字岡村甲2518番地先に設置された金属鋲)は、北緯34度11分02秒、東経132度53分26秒の地点

1 点は、基点から真北 306 度08分153 .00メートルの地 占

2 点は、1 点から真北 182 度49分 39 20 メートルの地 点

3 点は、2 点から真北 272 度49分 10 .00 メートルの地 点

4点は、3点から真北2度49分10.00メートルの地点 5点は、4点から真北272度49分75.00メートルの地 点

6 点は、5 点から真北 182 度49分 10 00 メートルの地 点

7 点は、6 点から真北 272 度49分 10 .00 メートルの地 点

(3) 面積

3 266 99平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成10年3月2日 愛媛県指令河第19号
- 4 しゅん功認可年月日 平成15年 3 月24日

## ○愛媛県告示第 699 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	壬生	生川丹原	京線	東予市周布20							平成15年 3 月24日

#### ○愛媛県告示第 700 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路 0	)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	弓衫	削島循環	睘線	越智郡弓削同町上弓削			ነነ 6				平成15年 3 月24日

#### ○愛媛県告示第 701 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	松山川内線	温泉郡重信町大字志津川字	市頭甲102番 1 から	旧	メートル 8.1~ 9.7	キロメートル 0 <i>4</i> 07	
·	松山川内線	同町大字樋口字前川甲1420	番3まで	新	9 4~11 .7	0 407	

#### ○愛媛県告示第 702 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	松	·山川内	線	温泉郡重信			:甲120番 1 <i>1</i>	)\S			平成15年 3 月24日
	<i>II</i>		"		温泉郡重信				2から			"

#### ○愛媛県告示第 703 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

道路の種類	Į	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県 道	É	¢	島環状	線	温泉郡中島 同大字甲13			:1から				平成15年 3 月24日

#### ○愛媛県告示第 704 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷帽	也の員	延長	備者	考
一般国道		379号		伊予郡広田村仙波1449番 2 地先から		旧	メートル 8.0	ル ~ 41 .0	キロメートル 0 .105		
		3/35		同村仙波1449番 1 地先まで		新	18 5	~ 45 .0	0 .101		

#### ○愛媛県告示第 705 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		379号		伊予郡広田			16				平成15年 3 月24日

#### ○愛媛県告示第 706 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地 の 員	延長	備	考
県	道	+	洲野村	4白	大洲市蔵川字大畠甲100番4から		旧		ル ~11.0	キロメート) 0 379	L	
	坦	^	//II <b>E</b> J/ T'Y	級	同市蔵川字末廣乙1248番4まで		新	9 4	~ 41 .7	0 379		

#### ○愛媛県告示第 707 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	大	洲野村	線	大洲市蔵川同市蔵川字							平成15年 3 月24日

#### ○愛媛県告示第 708 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道	378묵	喜多郡長浜町大字出海甲200番から	旧	メートル 4 4~10 3	キロメートル 0 219	
放色	370-5	同大字甲415番まで	新	13 2~33 4	0 238	
県道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字豊茂乙390番4から	旧	5 2~ 6 9	0 .053	
一	以六杯门献	同大字乙387番 2 まで	新	8 5~17 2	0 .053	

#### ○愛媛県告示第 709 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		378号		喜多郡長浜町 同大字甲415		事甲200番から	Ĝ				平成15年 3 月24日
県 道	₽	長浜保内	線	喜多郡長浜印 同大字乙387			から				ıı .

#### ○愛媛県告示第 710 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成15年 3 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字下須戒甲1830	番9地先から	旧	メートル 3 9~10 .1 14 5~40 .0	キロメートル 0 .673 0 .624	
宗	坦	<b>大洪冰</b> 沙縣	同大字乙730番 2 まで		新	14 5~40 D	0 .624	

#### ○愛媛県告示第 711 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

道路の種類	路線名	供	用 開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	長浜保内線	喜多郡長浜町大		9 地先から				平成15年 3 月28日

#### ○愛媛県告示第 712 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道	378 <sup>⊊</sup>	<u> -</u>	西宇和郡保内町宮内 5 番耕地	1番地先から	旧	メートル 45~95	キロメートル 0.998	
	5/6-	ā	同町宮内 1 番耕地884番地先書	まで	新	11 .1 ~ 55 .0	1 .154	
"	,,		西宇和郡保内町宮内1番耕地	884番地先から	旧	4 2~11 D	1 ,404	
"	"		同町須川20番3地先まで		新	11 0~38 0	1 200	

#### ○愛媛県告示第 713 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成15年 3 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県道	佐田岬三崎線	西宇和郡三崎町正野137番から		旧	メートル 33~165 77~435	キロメートル 0.086 0.054	
<del>                                   </del>	14 四 岬 二 呵 綠	同町正野63番2まで		新	7 7~14 0	0 .054	

#### ○愛媛県告示第 714 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道		441号		東宇和郡野村町大字松渓 1号	150番 2 から	旧	メートル 38~97	キロメートル 0 <i>4</i> 03	
		4415		同大字 1 号297番まで			17 5 ~ 57 5	0 400	
"		"		東宇和郡野村町大字白髭 1号	324番地先から	旧	3 5~26 D	0 .862	
"		"		同大字 1 号654番 2 まで		新	11 8~37 5	0 .860	

#### ○愛媛県告示第 715 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成15年 3 月24日

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
一般国道		441号		東宇和郡野		渓 1 号150都	番2から				平成15年 3 月24日

ıı	"	東宇和郡野村町大字白髭 1 号324番地先から 同大字 1 号389番 2 地先まで	ıı .
ıı	"	東宇和郡野村町大字白髭 1 号466番地先から 同大字 1 号654番 2 まで	n

#### ○愛媛県告示第 716 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷地の幅員	延長	備考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字高田甲2744番 2 地先から	旧	メートル	キロメートル 0	
宗 追	旧七净每級	同大字甲793番 4 地先まで	新	8 6~62 0	1 321	

#### ○愛媛県告示第 717 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県道	宇和島城辺線	北宇和郡津島町大字増穂丁598番189から	旧	メートル 6 D~14 2	キロメートル 0 .109	
· 是	于相面观起源	同大字丁598番190まで	新	8 D ~ 16 D	0 .109	
"	"	北宇和郡津島町大字増穂丁598番191から	旧	4.4~ 9.2	0 253	
"	"	同大字丁598番188まで	新	5 6~12 2	0 253	
"	御内下畑地線	北宇和郡津島町大字下畑地字半七田乙86番地先から	旧	3 8~10 0	0 .049	
"		同字乙97番まで	新	9 D~13 D	0 .047	

#### ○愛媛県告示第 718 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

道路(	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日				
県	道	北宇和郡津島町大字増穂丁598番189から 宇和島城辺線 同大字丁598番190まで														
	ıı		"			比宇和郡津島町大字増穂丁598番191から 引大字丁598番188まで										
	ıı	北宇和郡津島町大字下畑地字半七田乙86番地先から 御内下畑地線 同字乙97番まで							II .							

#### ○愛媛県告示第 719 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	宇和島下波津島線	北宇和郡津島町北灘字ハクレ丙170番 3 から	IΒ	メートル 45~123	キロメートル 0 278	
- 元	丁仙岡 下/汉/丰岡線	同町北灘字六右ヱ門田丙197番2まで	新	6 .1 ~ 30 .7	0 278	
,,,	後柿之浦線	北宇和郡津島町須下字新浜179番 9 から	旧	4 5 ~ 11 D	0 287	
"	1女们/ 乙/用線	同町須下字反田167番10まで	新	10 4~26 6	0 262	
"	"	北宇和郡津島町須下字反田146番11から	旧	3 .7 ~ 16 .1	0 .069	
"	"	同字146番 2 地先まで	新	15 2~38 5	0 .069	

#### ○愛媛県告示第 720 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	宇和原	島下波洋	聿島線	北宇和郡津同町北灘字							平成15年 3 月24日

#### ○愛媛県告示第 721 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成15年 3 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町僧都879番 5	IΒ	メートル 3 D~ 8 D	キロメートル 0 .131	
	于作品观点款	用于作品が及る。 自即の2番 2	新	5 2~35 D	0 .131	
"	"	南宇和郡城辺町緑丙139番 3	IΒ	12 0~17 6	0 .063	
,,	"	HJ 丁イロ切トクルメメンに両1 3次とJ 132 田 3	新	15 8 ~ 20 D	0 .063	
"	"	南宇和郡城辺町緑丙110番 2	IΒ	12 D ~ 18 D	0 .072	
,,	"	Hi ナイロロングググラル) ixx ky TIO田 Z	新	13 8 ~ 19 0	0 .072	
"	深浦港線	南宇和郡城辺町垣内763番 6 から	IΒ	5 3~46 .6	0 .081	
"	/本/田/它家水	同町垣内767番2まで	新	35 .6 ~ 46 .8	0 .081	

#### ○愛媛県告示第 722 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路 σ.	)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日	
県	道	宇和	口島城辺	卫線	南宇和郡城辺町僧都879番 5						平成15年 3 月27日		
"	,		"		南宇和郡城辺	南宇和郡城辺町緑丙139番 3							
"	,		"		南宇和郡城辽	南宇和郡城辺町緑丙110番 2						II .	
"	,	73	<b>深浦港</b> 線	<b>R</b>	南宇和郡城辺町垣内763番 6 から 同町垣内767番 2 まで					平成15年 3 月27日			

#### ○愛媛県告示第 723 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	)種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の員	延	長	備	考
県 道 城辺高茂岬線		田 4白	南宇和郡西海町樫月231番地先から	旧	メート 20	〜ル 6~3	5.0	キロメー 0 .047						
· 朱	坦	<b>J以</b> ,辽	7回1火	叶林水	同町船越1番地先まで		新	20 .	6 ~ 4	2 4	0 .047	,		

#### ○愛媛県告示第 724 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線		南宇和郡西海町樫月231番地先から 同町船越 1 番地先まで					平成15年 3 月24日

- 111 - 111, - 111 - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111, - 111,

#### ○愛媛県告示第 725 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成15年 3 月24日

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名		
今局建(開)第11号 平成15年 2 月28日	🏻 🌣 🍈 🌣 👚 🛣 4 並びに同郡同町大字樋口字丸田乙442番11、乙442番14、乙442			
西局丹土(開)第31号平成15年3月7日	東予市石田720番 1 、720番 2 及び720番 3	東予市三津屋南3番6 有限会社 東予住建 取締役 芥 川 雅 旨		

#### ○愛媛県告示第 726 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定 に基づき、今治広域都市計画墓園事業 1 大谷墓園(今治市施 行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成6年12月9日から平成19年3月31日まで

- 2 事業地
- (1) 収用の部分

今治市山路字イタチカド及び字高屋、並びに阿方字牛 ノ江及び字春岡地内

(2) 使用の部分

なし

訓 今

#### ○愛媛県訓令第3号

総 務

部

東京事務所

愛媛県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のよ うに定める。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県東京事務所処務規程(昭和42年愛媛県訓令第3号) の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「東京観光物産センター」を「えひめ観 光物産プラザ」に改め、同条第1項中「東京観光物産センタ - (以下「センター」を「えひめ観光物産プラザ(以下「プ ラザ」に、「センターの」を「プラザの」に改め、同条第2 項から第4項までの規定中「センター」を「プラザ」に改め

第4条第1項第6号及び第7号並びに第2項並びに第5条 第2項中「センター」を「プラザ」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成15年3月25日から施行する。

#### 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申 請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

告

公

平成15年3月24日

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年 3 月11日	特定非営利活動法人 エコロジー・エネルギー・フ ォーラム	三 宅 和 雄	松山市小坂五丁目 4 番18号	この法人は、不特定多数の個人及び団体に対し、環境問題への意識の高揚を図るとともに、環境保全を通じた住み良いまちづくりへの意識啓発に関する事業を行うことにより、豊かで充実した生活の出来る地域社会の実現に寄与することを目的とする。